

復興庁設置法案参照条目次

○	東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）	1
○	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）	5
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	17
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	17
○	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	19
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	19
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	20
○	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	21
○	国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（抄）	21
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	21
○	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）	22
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	22
○	行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）	23
○	消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）	23
○	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	24
○	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）	24
○	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）	25
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	25
○	環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）	26
○	高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）（抄）	26
○	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	27
○	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）	27
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	28
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	28

○	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）	．．．．．	29
○	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	29
○	少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）（抄）	．．．．．	29
○	公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）	．．．．．	30
○	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）	．．．．．	30
○	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）	．．．．．	31
○	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	31
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	31
○	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）（抄）	．．．．．	33
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）	．．．．．	34
○	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）	．．．．．	37
○	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）	．．．．．	37
○	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）	．．．．．	38

○ 東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本的施策（第六条―第十条）

第三章 東日本大震災復興対策本部（第十一条―第二十三条）

第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）

附則

（基本理念）

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進める

ための施策

- ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策
- ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策
- 六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

第三章 東日本大震災復興対策本部

(設置)

第十一条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

(東日本大震災復興対策本部長)

第十三条 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(東日本大震災復興対策副本部長)

第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(東日本大震災復興対策本部長)

第十五条 本部に、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）を置く。

2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者（幹事）

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部長を助ける。

（現地対策本部）

第十七条 本部に、第十二条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。

2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

5 現地対策本部に現地対策本部長を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

（東日本大震災復興構想会議の設置等）

第十八条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。

2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。

4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関）

第十九条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。

（資料の提出その他の協力の要請）

第二十条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を

遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第二十一条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

4 事務局長は、部長の命を受け、局務を掌理する。

5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。
(主任の大臣)

第二十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 復興庁の設置に関する基本方針

第二十四条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁(第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。)を設置するものとする。

2 復興庁は、期間を限つて、置かれるものとする。

3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。

一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務

三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務

4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。

5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第三章第二節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 次に掲げる事業であつて個人事業者又は法人により行われるもの

イ 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ イに規定する地域において建築物の建築及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するもの

ハ 東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域において賃貸住宅の供給を行う事業であつて居住の安定の確保に寄与するもの

ニ 農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における東日本大

震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「復興特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十四条から第三十四条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十五条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第八十三条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第三十五条及び第三十六条において「内閣府令・主務省令」という。）又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5～14 （略）

第三条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4～6 （略）

（復興推進計画の認定）

第四条 （略）

2～8 （略）

9 内閣総理大臣は、申請があつた復興推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 復興特別区域基本方針に適合するものであること。

二 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10・11 （略）

（新たな規制の特例措置等に関する提案）

第十一条 （略）

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 〽 7 (略)

(国と地方の協議会)

第十二条 (略)

2 〽 8 (略)

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

10 (略)

(道路運送法の特例)

第十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、被災区域道路運送確保事業（その全部又は一部の区間が復興推進計画の区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業に関する国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、当該認定の日において、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 特定地方公共団体は、前項の認定を申請しようとするときは、第四条第三項の規定にかかわらず、当該申請に係る復興推進計画に定めようとする被災区域道路運送確保事業の内容について、当該被災区域道路運送確保事業の実施主体として当該復興推進計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認定の申請に係る第四条第十項（第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならないものについて、その内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、第四条第十項の同意をしてはならない。

4 国土交通大臣は、特定地方公共団体及び第一項の認定の申請に係る復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業の実施主体に対して、第四条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第一項の認定の申請に係る第四条第十項の同意を求められたときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要が

ないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十五条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第三十六条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(特定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。))に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第四十四条 政府は、認定復興推進計画に定められた復興特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該復興特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。))が、当該認定復興推進計画に定められた第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下この条において「復興特区支援利子補給金」という。))を支給する旨の契約(以下この条において「利子補給契約」という。))を当該指定金融機関と結ぶことができる。

258 (略)

(復興整備計画)

第四十六条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域とする市町村(以下「被災関連市町村」という。))は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県(以下「被災関連都道府県」という。))と共同して、当該事業の実施を通じて地域の整備に関する計画(以下「復興整備計画」という。))を作成することができる。

- 一 東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
 - 二 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）
 - 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であつて、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
 - 四 前三号に掲げる地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であつて、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域
- 2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 復興整備計画の区域（以下「計画区域」という。）
 - 二 復興整備計画の目標
 - 三 計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。第四十九条及び第五十条第一項において「土地利用方針」という。）
 - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
- イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）
 - ロ 土地改良事業
 - ハ 復興一体事業（第五十七条第一項に規定する復興一体事業をいう。第五十一条において同じ。）
 - ニ 集団移転促進事業
 - ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。第五十四条において同じ。）
 - ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - ト 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。第七十六条第一項において同じ。）の整備に関する事業
 - チ 漁港漁場整備事業
 - リ 保安施設事業（森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）
 - ヌ 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）
 - ル 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）に

において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ヲ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。第五十六条第一項において同じ。）を行う事業をいう。）

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五 復興整備計画の期間

六 その他復興整備事業の実施に必要事項

3 前項第四号に掲げる事項には、被災関連市町村（当該被災関連市町村が被災関連都道府県と共同して復興整備計画を作成する場合（以下「共同作成の場合」という。）にあつては、当該被災関連市町村及び被災関連都道府県。以下「被災関連市町村等」という。）が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、被災関連市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4 被災関連市町村等は、復興整備計画に当該被災関連市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、復興整備計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（復興整備協議会）

第四十七条 被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に必要事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 被災関連市町村の長（以下「被災関連市町村長」という。）

二 被災関連都道府県の知事（以下「被災関連都道府県知事」という。）

3 被災関連市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長

二 復興整備計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 その他被災関連市町村等が必要と認める者

- 4 被災関連市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。
- 一 次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣
 - 二 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議 都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣
 - 三 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
 - 四 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
 - 五 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者、被災関連市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣
 - 六 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。次条において同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農林水産大臣
 - 七 次条第一項第八号に定める事項（河川法第六条第一項に規定する河川区域（一級河川に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
 - 八 第四十九条第一項の協議 農林水産大臣
 - 九 第四十九条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 国土交通大臣
 - 十 第四十九条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣
 - 十一 第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者
 - 十二 第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画による事業を行う者
 - 十三 第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者（第四十九条において「公共施設管理者」という。）
 - 十四 第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

- 十五 第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
 - 十六 第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議
 - 十七 第四十九条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者
 - 十八 第五十二条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者
 - 十九 第五十三条第四項の協議 国土交通大臣
 - 二十 第五十四条第三項の協議 国土交通大臣
 - 二十一 第五十四条第九項の規定による会議における協議 住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣
 - 二十二 第五十五条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣
 - 二十三 第五十六条第二項の協議 国土交通大臣
 - 5 第一項の協議を行うための会議（以下この節において単に「会議」という。）は、被災関連市町村長及び被災関連都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 6 協議会は、会議において協議を行うため必要があるときは、国の行政機関の長、被災関連市町村長及び被災関連都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 7 被災関連市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 8 協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（土地利用基本計画の変更等に関する特例）
- 第四十八条（略）
- 2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。
 - 一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
 - 二 前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係る

- ものに限る。) 国土交通大臣
- 三 前項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 被災関連都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 四 前項第五号に定める事項 被災関連都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 五 前項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣
- 3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。
- 二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 三 第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。))の決定又は変更に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 四 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。))の決定又は変更に係るものに限る。) 被災関連都道府県知事に協議をすること(共同作成の場合を除く。)
- 五 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。))の決定又は変更に係るものに限る。) 被災関連都道府県知事の同意を得ること(共同作成の場合を除く。)
- 六 第一項第五号に定める事項 被災関連都道府県知事の同意を得ること(共同作成の場合を除く。) 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。
- 七 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び被災関連市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。
- 八 第一項第七号に定める事項(海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。) 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者(海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。)に協議をすること。
- 九 第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 十 第一項第八号に定める事項(漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。) 被災関連都道府県の意見を聴くこと

(共同作成の場合を除く。)

十一 第一項第八号に定める事項(河川法第三条第一項に規定する河川に係る同法第六条第一項に規定する河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。) 当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

4～9 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第四十九条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3～5 (略)

6 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7～14 (略)

(集団移転促進事業の特例)

第五十三条 (略)

2～4 (略)

5 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

6～9 (略)

(住宅地区改良事業の特例)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出

地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5(8) (略)

9 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 (略)

2 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3・4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4(8) (略)

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第六十四条 被災関連市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 被災関連市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 国又は地方公共団体が行う行為
 - 四 復興整備事業の施行として行う行為
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を被災関連市町村長に届け出なければならない。
- 6 被災関連市町村長は、第四項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 7 被災関連市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのおつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第七十七条 特定地方公共団体である市町村（以下この条から第七十九条までにおいて「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次条及び第七十九条において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この条から第七十九条までにおいて「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。
- 2 (略)
- (復興交付金の交付等)
- 第七十八条 特定市町村又は特定都道府県は、次項の交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務（次項及び次条第一項において「復興交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 (略)
- 3 前項の規定による交付金（以下この章において「復興交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 (略)

(主務省令)

第八十三条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則とする。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に規定する厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

(組織の構成)

第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができ。

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

○2 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

○2 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を發議することができる。

○3 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

第五条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

第七条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

第八条 内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる。

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十条 主任の国務大臣に事故のあるとき、又は主任の国務大臣が欠けたときは、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、臨時に、その主任の国務大臣の職務を行う。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（関与の意義）

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体はその固有の資格において当該行為の名あて人となるもの限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠っていると

きに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わって行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 （略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（人事記録）

第十九条 内閣総理大臣は、職員の人事記録に関することを管理する。

○ 2 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

○ 3 （略）

○ 4 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

（人事管理官）

第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

○ 2 （略）

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

○ 2・〇3 (略)

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

(台帳)

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 (略)

○ 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省をいう。

五 (略)

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

(交付税の算定に関する資料)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に関し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者（その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者）が所属する各省各庁（衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省をいう。以下同じ。）の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。ただし、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。

四〇七 (略)

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 二 （略）

四 十 （略）

（防災功労者表彰）

第百十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

○ 行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

（行政相談委員）

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 （略）

2・3 （略）

○ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者
457 (略)

○ 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 (略)

（内閣府、各省等の定員）

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

○ 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 九 (略)

十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 二 (略)

十一 (略)

（中央交通安全対策会議の組織等）

第十五条 (略)

2 (略)

3 委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

4～6 (略)

○ 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号) (抄)

(国の行政機関及び特殊法人の配置)

第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関(次条において「行政機関」という。)の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。)の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) (抄)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ (略)

(組織)

第五条 (略)

2～5 (略)

6 本部長は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国务大臣、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7～12 (略)

○ 環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(組織等)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

4～7 (略)

○ 高齢社会対策基本法(平成七年法律第二百二十九号) (抄)

(組織等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4～7 (略)

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

255 （略）

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 （略）

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ（略）

2・3（略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十五（略）

十六 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に關すること。

十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
十八〜九十九（略）

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（主務省令）

第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則とする。

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一三（略）

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 一ニ（略）

五 一七（略）

○ 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）（抄）

（組織等）

第十九条（略）

2（略）

- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 5 7 （略）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員

二 （略）

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）

（多様な主体の連携等）

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（主務省令）

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）
- 二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁
- 三 各省（総務省にあつては、次号に掲げる機関を除く。）
- 四 公害等調整委員会

2
（略）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〇七 (略)

八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
九〇十八 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

七の二 防災に関する施策の推進に関すること。

八〇十四の四 (略)

十五 第七号の二から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。
一六〇六十二 (略)

第三章 組織

第一節 通則

(組織の構成)

第五条 (略)

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。
(内閣総理大臣の権限)

第七条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

四〇七 (略)

(副大臣)

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大

臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4・5 (略)

(大臣政務官)

第十四条 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4・5 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

2〜4 (略)

(特命担当大臣の掌理する事務の特例)

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

○ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号) (抄)

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 (略)

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

（国家公務員法の一部改正）

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第三章第二節に次の一款を加える。

（中略）

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、この款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員その他これに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

（特殊性を有する幹部職の特例）

第六十一条の七 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、「人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職（当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第一項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合に限る。）」とする。

（中略）

第二条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

（中略）

第二章を削る。

（中略）

第五十五条第一項中「、会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「、人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく政令」に改め、同条を第三十二条とする。

(中略)

第六十一条の六第一項中「この款」の下に「及び次款」を、「幹部職員」の下に「、管理職員、第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第四十七条とする。

第六十一条の七の見出し中「幹部職」を「幹部職等」に改め、同条第一項中「、人事院」を削り、「幹部職(当該幹部職)」を「官職(当該官職)」に、「第六十一条の二から第六十一条の五まで」を「第四十一条から第四十五条まで」に、「第五十七条、第五十八条第一項及び第三項」を「第二十八条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十八条」に、「第五十七条中」を「第二十八条第一項中」「選考(幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。)」とあるのは「選考」と、「第三十四条中」に、「第五十八条第一項及び第三項中」を「第三十五条第一項及び第三項中」に改め、「「転任」と」の下に「、第三十八条中」「官職(幹部職を除く。)」とあるのは「官職」とを加え、「幹部職に」を「官職に」に改め、「場合」の下に「その他の政令で定める場合」を加え、同条第二項中「警察庁の幹部職」を「警察庁の官職」に、「第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五」を「第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十五条」に、「第五十七条、第五十八条第一項及び第三項、第六十一条の四第二項」を「第二十八条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十八条、第四十三条第二項」に、「第五十七条中」を「第二十八条第一項中」「選考(幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。)」とあるのは「選考」と、「第三十四条中」に、「第五十八条第一項及び第三項中」を「第三十五条第一項及び第三項中」に、「第六十一条の四第二項中」を「第三十八条中」「官職(幹部職を除く。)」とあるのは「官職」と、「第四十三条第二項中」に、「次条第二項の幹部職」を「次条第二項の官職」に改め、「受ける場合」の下に「その他の政令で定める場合」を加え、同条第三項中「第六十一条の四第一項及び第六十一条の五第二項」を「第四十三条第一項及び第四十四条第二項」に、「第六十一条の四第二項」を「第四十三条第二項」に、「第六十一条の五第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

(中略)

第三章に次の一節を加える。

第十一節 雑則

(中略)

(人事記録)

第六十六条 内閣総理大臣は、職員の人事記録に関することを管理する。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関に、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成させ、これを保管させるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を講ずるものとする。

(中略)

(人事管理官)

第六十八條 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務をつかさどる。この場合において、人事管理官は、内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれらに対する協力に努めなければならない。

(中略)

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第三條の表当分の間の項中「附則第二條第一項第一号」を「前條第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二條第二項」を「前條第三項」に改め、同條に次の一項を加える。

(中略)

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第三條中内閣法第十二條の改正規定、第五條のうち特定独立行政法人等の労働関係に関する法律目次の改正規定及び同法第三十七條を同法第三十八條とし、同法第三十六條を同法第三十七條とし、同法第七章中同條の前に一條を加える改正規定、第十一條の規定、第十三條中外務公務員法第八條の改正規定、第十五條の規定並びに第三十條中国公務員制度改革基本法第五條第四項の改正規定及び同法第十一條の改正規定並びに次條から附則第四條まで、附則第十條、第十二條第一項及び第二項、第十五條第一項、第十七條、第十九條、第二十一條、第二十四條第三項、第四項、第六項及び第七項、第二十五條第三項から第五項まで、第三十條並びに第三十一條第一項の規定 公布の日

二 第二條中国公務員法附則第十六條の改正規定 国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十二条及び第七十五条並びに附則第十一条の規定 この法律の公布の日
- 二 第五十九条の規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
- 三 第七十六条の規定 防衛省設置法等の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

○ 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌々の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

（国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七十九条 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。
（略）

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

附 則

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条削除

附則第三条中「特例期間」を「この法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（次条において「特例期間」という。）」に改める。

附則第五条中「前三条」を「前二条」に改める。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前三条」に改める。